

令和４年度 第３回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和４年 11 月 10 日（木） 16 時 00 分から

場 所： 鴨川市水道課 1 階会議室

出席者： 松井 寛徳、秋山 貢輔、中村 康仁、梶 恵子

欠席者： 高梨 俊和、田仲 重郎、和泉 良史

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

工務係長：鈴木 武志、浄水係長：吉村 洋介、

業務係長：鈴木 身和子、副主査：乾 陽介

傍聴者： - 名

1 開会

（進行：事務局 小泉課長補佐）

皆さん、こんにちは。

ご案内の時間前ですけれども、皆さんお揃いとなりましたので、ただ今から、令和４年度第３回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道課の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案１ 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案１ 説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案２ 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案３ 令和４年度鴨川市水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案３ 説明資料 令和４年度鴨川市水道事業会計補正予算（第２号）」、資料として「令和４年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」、その他にですね、本日お配りいたしました「議案３ 説明資料 令和４年度鴨

川市水道事業会計補正予算（第2号）」、これにつきましては債務負担行為補正の説明を加えましたので、以前にお配りいたしましたものと差し替えをさせていただきます。あと、資料「隔月検針・請求の導入について」、以上でございます。

資料の配布もれ等、ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱について、説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、高梨俊和委員さん、田仲重郎委員さん、和泉良史委員さんより、欠席の届出がございました。本日の出席委員は4名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 市長あいさつ

（進行：事務局 小泉課長補佐）

開会にあたりまして、長谷川市長から挨拶を申し上げます。

（長谷川市長）

感染症の関係から座ったままでご挨拶させていただくことをお許してください。またマスクをしていることでお聞き苦しいところがあるかもしれませんが、ゆっくりお話ししたいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

ただ今、司会の方からお話ありましたように、本日は運営委員会を開催いたしました。大変皆様方におかれましてもお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

いまコロナのお話をさせていただいたところでございますが、落ち着いたと思ったら、また少し増えてきたようでございまして、第8波といいましょうか、これがいよいよやってくるというようなニュースも流れてきているところでござ

ざいます。

また、ロシアのウクライナ侵攻によりまして、世界的に原油価格の高騰など、大変私たちの生活に影響がきているところでございまして、大変厳しい状況が続いているといっても過言ではないだろうと思います。

コロナに関しましては、わたくしは何といっても、ワクチン接種、これが一番だろうと、このように思っているところでございます。いま、4回目のワクチン接種、コロナ対応のワクチン接種に向けまして、今準備を急いでいるところでございます。

もうすでに、皆様方には通知の方がいったかと思いますが、強制ではないんですけれども打っていただくことが一番だろうと、このように思っているところでございますので、どうぞご理解をいただければと、このように思っております。

それでは、今日の議題につきまして、ご挨拶を申し上げます。

御案内のように、安房地域における水道事業でございますが、いわゆる広域化につきましては、前回の水道事業運営委員会でご説明したとおり、令和4年3月に統合協議会を設立、令和4年4月に安房郡市広域市町村圏事務組合に水道事業統合推進室を設置いたしてございまして、これにより、令和7年度の末端給水事業体の統合を目指しまして、鋭意取り組んでいるところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。当然のことながら、統合までの間あるわけでございますが、本市水道事業の運営にあたりましては、引き続き、健全経営と財務基盤強化に向けた取組を進めることが大事であろうと、このように思っております。

なかでも、やはり大きな課題は、老朽化した水道施設の更新があるわけでございますが、これにつきましては、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きの皆さん方のご理解お力添えを賜ればと、このように思っております。

本日の議題でございますが、「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」そして、「鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」そして、「令和4年度水道事業会計補正予算（第二号）」の議事3件についてご審議をいただきたいと、このように考えております。

これらにつきましては、来る12月に予定されております定例市議会において、ご審議をいただく予定となっておりますが、これに先立ちまして、皆様方、水道事業運営委員会のご承認を賜りたいということで、今日、議事として挙げさせていただきました。詳細につきましては、この後、担当の課長の方から説明させていただきますので、委員の皆様方には慎重なご審議をお願いできればと、このように思っております。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしく、どうぞ今日はお願いいたします。

3 議事

(進行：事務局 小泉課長補佐)

ありがとうございました。それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、松井会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(松井会長)

皆さん改めまして、こんにちは。座ったままで挨拶させていただきます本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ご苦労様でございます。心より御礼申し上げます。

それでは、議事進行は、座って進めさせていただきます。本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、梶恵子委員さんと中村康仁委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。はじめに、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：角田課長)

それでは、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案 1 及び議案 1 説明資料を併せてご用意ください。

この条例でございますが、現在毎月行っております水道料金の算定及び徴収の方法を変更しようとするもの、及び条文の整備をしようとするものでございます。

この改正の理由といたしましては、人口減少が進行している状況の中、収入の柱である水道料金が減収傾向を示しておりますが、一方、その収入を得るための事業費用は、現有施設の統廃合が進んでおらず、また、施設の老朽化による修繕費の増加、或いは物価上昇等による費用が増加している状況でございますことから、これまで以上の経費の削減に取り組まなければならない状況となっております。

本日お配りいたしました「隔月検針・請求の導入について」を併せてごらんいただければと存じます。

このような状況の下で、更なる経費の削減を模索し、隔月検針、隔月請求を提案する運びとなりました。

現在、毎月検針と請求を行っておりますが、これを 2 か月毎の隔月で実施することにより、検針に係る経費や料金請求に係る経費が半減できるとともに、事務作業の軽減に繋がることとなります。事務作業の軽減により、未収金の回収事務の強化を図ることで、使用者負担の公平性を確保するとともに、経営の改善に資することを目的に実施しようとするものでございます。

ここで、千葉県内の状況でございますが、37 の水道事業体のうち、30 の事業体が隔月の検針及び請求を行っておりまして、毎月検針を行っている事業体は鴨川市を含めて 7 事業体でございます。夷隅、安房地域では鴨川市と鋸南町のみが毎月検針を行っております。また、鴨川市は他の地域と比較して転入者が多い地域と思われませんが、水道をご利用いただく際の意見として、何故隔月ではないのかとの意見を頂戴することもしばしばございます。

隔月化の実施方法でございますが、市内の検針区域が 121 区域に分けて検針をしておりますが、それを 2 の地区に振り分けて、それぞれ偶数月、奇数月に検

針を行い、この検針を基に、検針当月の後半に請求を行うものでございます。

具体的には、令和5年3月が現在の毎月検針の最終月となりますが、偶数月では、4月に検針請求したものはその月のうちに請求の1か月分を、次の検針は6月に検針し5月と6月分のそれぞれの水量を月ごとに案分して、割り切れない数値は後の月に寄せて、月の使用量を算定した後、5月分と6月分を合算いたしまして6月に請求するイメージでございます。

奇数月については、3月の検針後、4月には検針を行わず、5月の検針で4月分、5月分の水量を案分し、月の使用量を算定した後、4月分、5月分を合算して5月に請求を行うイメージとなります。以下同様に検針・請求を行っていくものでございます。

また、鴨川市では、月の途中で開始、或いは中止をする件数が多く、令和3年度の実績では、使用の開始が1,928件、使用の中止が1,882件ございまして、合計しますと3,810件でございます。これまでの月の途中の開始、又は中止の算定につきましては、ご利用になった水量が4立法メートル以下の場合は、基本料金の半額となる830円を、4立法メートルを超える水量をご使用の場合は基本料金の全額1,661円と、超過した水量分の超過料金を加えて、ご使用料を頂いている状況でございます。

隔月化にあたって、この方法を変えて使用水量に関わらず、月の途中の開始、或いは中止の場合は、基本料金を半額とするものに変えさせていただきたいとするものでございます。理由といたしまして、検針月の検針日後に使用を開始、又は検針月の翌月に使用を中止した場合、2か月にまたがる使用となるため、それぞれの月のご利用水量が不明となります。これまでは月の途中の使用水量の算定はできましたが、隔月化により月の途中の使用水量を確認することが出来なくなるため、これまでの水量での基本料金減額ができず、不利益を被る利用者がでてきますので、隔月化にあたって、月の途中で開始、或いは中止した場合、一律基本料金を半額にいたし、超過した水量がある場合はその超過料金を加算し料金算定したいとするものでございます。

隔月検針にすることによって、生まれる負担や効果でございますが、今後検針用の機器（ハンディーターミナル）や、検針業務も半数となること、また、検針に使用される印字用紙や直接納付されている方へ送っている納付書等の印刷

費や郵送料、また納付に係る手数料等も半減できることが挙げられます。期待できる削減額として、検針の経費として約 461 万円を、請求に係る経費として約 409 万円、合わせまして約 870 万円の削減効果を想定しております。

一方、隔月化とすることで、月の途中の使用開始、又は中止に係る算定方法の変更による減収見込額として、336 万円を見込んでおりますことから、差引額として約 534 万円の削減効果、経費の削減ができるものと考えております。

なお、冒頭にも申し上げましたが、委託事務の効率化により、水道料金滞納者への未収金の回収事務の強化が図られ、収納率の向上が期待されているものでございます。具体的には年 0.6 パーセントずつの上昇を見込んでおります。

また、計量法によりメーターの交換が義務付けられておりますが、現状毎月検針の場合、交換期間が短い範囲で限定され、交換に際しまして業者から期間が短い等の理由により交換業務が敬遠されている状況にございますが、検針の隔月化によりましてこれまでの交換期間に 1 か月が加えられるため、作業期間が長くなり、交換業務の受託者にとってもメリットとなる見込みでございます。

前段のご説明が長くなりましたが、議案のご説明をいたしますので、議案 1 説明資料をご覧ください。

2 の内容でございますが、(1) 水道料金の算定方法について、指定月の定例日に、メーターの検針を行い、使用水量により、定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することとするものでございます。

(2) は、指定月以外の月の定例日にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分の料金を算定することができることとするものでございます。

(3) 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの水道料金について、基本料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額と超過料金の金額の合計額とするものでございます。

(4) 水道料金の徴収方法について、指定月に徴収することとするものでございますが、必要があると認めるときは、指定月以外の月に徴収することができることとするものでございます。

(5) はその他条文の整備を行うものでございます。

3 として、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日といたしたいものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、2 ページをご覧ください。第 7 条の 2、給水管及び給水用具の指定、及び第 19 条メーターの設置でございますが、ご覧のように用語の整備を行うものでございます。

第 28 条の料金の算定では、第 1 項として、料金を第 1 号に定める月と、第 2 号に定める月とに指定して算定するものでございます。

第 2 項では、指定月以外の月の定例日に検針及び料金算定ができることとするものでございます。

第 3 項では、定例日以外の日にはメーターの検針ができることができるものでございます。

第 4 項では、検針時に使用水量に 1 立法メートル未満の端数がある場合は端数を次回検針へ繰り越すものとするものでございます。

第 31 条、特別の場合における料金の算定でございますが、第 1 項として、月の途中の使用開始、又は使用をやめたときの算定方法を規定するものでございます。

第 2 項として、使用水量の端数処理の方法を規定するものでございます。

第 3 項は条ズレによるもの及び条文の整備でございます。

4 ページをご覧ください。第 33 条、料金の徴収方法でございますが、隔月化による指定月に徴収する方法及び指定月以外に料金を徴収することができる規定でございます。

附則でございますが、附則 1 項として施行期日は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

附則 2 項として、経過措置でございますが、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和 5 年 4 月 30 日までの間に水道料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る当該水道料金の額の算定については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」の説明といたします。

(松井委員)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ございますでしょうか。

(秋山委員)

聞いていると、最終的に 500 万円以上の費用対効果があるということで、非常にいい取り組みかなと思います。

気になるところとして、デメリットの部分のところで、水道料金の負担感の増が掲げられていますが、やはりどのように始まっていくのかとか、どうしてこのようにしていくのか、周知方法について非常に大事になっていくのかなど。資料の中で、毎月検針をやっている自治体がでていますが、考えてみれば、南房総市や館山市は、これから鴨川市が取り組もうとしているようにやっているということで、広域連携もやっているとのことで、そういう情報などを取り入れながら、周知していただきたいのですが、その周知方法について具体的にもう少し説明していただきたい。

(角田課長)

いま秋山委員さんからご質問いただきましたように、安房地域では、もうすでに、南房総市、あと三芳水道企業団につきましては、隔月検針ということで、これはどちらかの月に寄せて検針を行っているものでございますが、南房総市につきましては市町村合併のときから、三芳水道企業団につきましては館山市と三芳水道企業団が合併したときからになりますので、かなり前からとなります。

お客さまへのデメリットになる、負担感の増につきましては、水道の方から、広報紙やホームページ、またチラシをつくりまして、具体的な説明を加えてお配りしたいと考えております。

また鴨川市は高齢者が多いものですから、その方々への対応として、民生委員さんにご説明をして、民生委員さんからもお伝えしていただくなど考えております。以上でございます。

(秋山委員)

ありがとうございます。チラシということが、今事務局からありましたが、分

かりやすい形で、メリットがあるんだよということを、うまく伝えられるようにお願いします。

（梶委員）

さきほど、デメリットの件もありましたが、漏水発見も、2か月に1回となると、気が付くのが遅くなって、気が付いたらかなりの料金となってしまったというがあるので、その辺も含めて一緒にお願いしたいと思います。

あと、料金の算定方法について説明を伺ったのですが、ちゃんと理解ができなくてわかりづらいなという点があるので、これも市民の方たちにわかりやすい表などがあるといいのかなと感じました。

（角田課長）

料金の算定方法につきましては、分かりやすいパターンを作り、ホームページに載せる、或いは中止開始のときにお客様にペーパーを配るなど、口で伝えるのは難しいので、その時に、口座振替等の用紙を送ることもありますので、チラシを同封するなどご理解を得たいと思っております。

漏水につきましても、2か月間空きますので、例えば検針が終わった直後に漏水が始まって2か月後に発見という形になりますと、かなりの量が出てしまうということがあるのですが、この条例では規定しておりませんで、条例の運用として規程で決めることになるのですが、いままでのやり方として、過去3か月分の使用水量の平均値を見まして、漏水した月との差を見ております。その差があまりない場合は、料金的にはかなり高くなってしまうことがありますので、前年の同じ月の使用水量も参考に確認しまして、どちらか安い方という形で減免している状況でございます。

隔月化になりますと、3か月という訳にはいきませんので、6か月に伸ばしまして算定していこうということで、現状とあまり変わらない状況になると想定しております。

（梶委員）

それであれば安心ですね。

(角田課長)

これまで鴨川市で隔月化を取らなかった理由でございますが、現状、南房総市や三芳水道企業団では、基本料金というものと使用水量による料金算定が別々となっております、基本料金は基本料金、使用水量は0トンであれば料金はかからないと、1トン・2トン・3トンと、使用水量によって金額が変わってくるという形になっておりまして、その場合ですと、隔月検針化をした場合でも使用水量の算定が容易にできますので、移行するのが容易であったと。

鴨川市の場合ですと、8トンまでの基本水量が基本料金の中に含まれておりますので、その算定をどうするかという問題がありまして、これまでできなかったというところがございます。

今回ご提案させていただいて、とにかく隔月化をして、これは安房の統合広域化も視野に入れての取り組みでございますが、費用が減る方向であれば鴨川市としてはやっていくべきではと考えておりましたので、今回のタイミングでやられせいただきたいとするものと、今年度中に、検針業務と料金徴収業務を委託している業者さんがおりますけれども、その契約期間が今年度の3月で切れるということがございまして、来年度から新たな業務委託となりますので、切り替えるタイミングとしては今かなということで、今回やらせていただきたくということでございます。

(中村委員)

単純に、いままで毎月毎月やっていたものを2か月に集約して、その検針分の人件費が安くなるという見方でいいんですよね。

(角田課長)

単純に、2か月に1回にしますと、その検針の回数が半分になると。今、延べで言いますと、20万回以上検針をしています、それが10万回程度となるということで、委託費、検針に係る費用が1件あたり何円と決まっておりますので、それが削減されるということと、いま直送で送っている方、口座振替ではなく、コンビニエンスストアや金融機関にお支払いに行かれている方、これが約

3,000 件程度ありますが、その費用が半減される、印刷費やはがきの郵送料等も下がってくると、またコンビニエンスストアの手数料がとられますので、その手数料も半減されると見込んでおります。以上でございます。

(松井会長)

ただいま、節減できるということで説明がありました。またチラシについても、市民が分かりやすいチラシをお願いするということで、水道課長から答弁を頂きました。

ほかに、ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(松井会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続きまして「議案 2 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：角田課長)

それでは、「議案 2 鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案 2 をご覧ください。この議案につきましては、今回、水道事業運営委員会にてご審議いただきますが、来る議会定例会にお諮りする議案につきましては、総務課が一括して提出するものでございますので、この議案につきましては、水道事業が該当する部分のみの改正内容となっておりますこと、予めご了承いただきますようお願いを申し上げます。

先ず 1 の提案理由でございますが、令和 3 年 6 月 11 日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律の一部が令和 5 年 4 月 1 日から施行されること等に伴いまして、国の職員の定年を基準として職員の定年を引き上げ、及びこ

れに伴う諸制度を整備するため、鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定することについて、議決を求めるものでございます。

2の内容でございますが、(1)から(7)までは、一般職の職員に係る部分の改正でございますので割愛とさせていただき、(8)その他の、イ 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するもので、また3として、施行期日を令和5年4月1日といたしたいものでございます。

2ページの第7条、鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、新旧対照表をご覧ください。

第2条、給与の種類は、法律の条ズレによる整備でございます。

第22条、特定の職員についての適用除外でございますが、条例の改正に伴う条文の整備でございます、所謂現在の再任用職員に対する条文でございます。

附則でございますが、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたしたいものでございます。

第13条、第9項、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第7条の規定による改正後の鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条の規定を適用するものでございます。

以上で、「議案2 鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」の説明を終わらせていただきます。

(松井会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ございますでしょうか。なければ、よろしいでしょうか。

ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(松井会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続きまして、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局：角田課長）

それでは、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料でございますが、縦に見まして、議案 3 と書いてございます資料及び議案 3 説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、2 点ございます。

まず 1 点目は、建設改良事業の財源として計上いたしました企業債におきましては、県内団体からの要望額が多かったため、資金調整依頼があったもので、予算第 4 条に定めた資本的収入の減額をさせていただくものでございます。

2 点目は、来年度の当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたしますので、議案 3 説明資料をご覧ください。

まず、2 の内容でございますが（1）資本的収入及び支出の支出、

資本的収入の第 1 項、企業債でございますが、既決予定額 6 億 9,000 万円から補正予定額 2 億 6,120 万円を減額いたしまして、計 4 億 2,880 万円といたしたいものでございます。

この理由でございますが、既決予定額にて県と起債協議を行ってありましたところ、市財政課を通じ、総務省からの資金調整依頼があったことから、起債対象事業を見直し、調整後の起債協議額を 2 億 6,120 万円減額することといたし、4 億 2,880 万円として改めて提出いたしましたところ、県より同意通知がなされ、これに伴う減額でございます。

なお、こちらには書いてございませんが、予算第 4 条本文括弧書でございます、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,060,973 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填したいとするものでございます。

続きまして、2 点目でございますが、（2）債務負担行為補正でございます。

債務負担をすることができる事項、期間及び限度額について定めたいものでございまして、業務の性質上、いずれも年度当初から発生する業務に支障を来さないよう、債務負担の設定をさせていただくものでございます。なお期間はいずれも令和4年度から令和5年度でございます。

先ず、量水器交換等業務に係る委託料でございます。限度額を1,246万円とし、次に、電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料では、限度額を566万5,000円とし、次に、水質検査業務に係る委託料では、限度額を1,623万2,000円とし、次に、土砂処理業務に係る委託料では、限度額を4,070万円とし、最後に、薬品等に係る購入費では、限度額を6,073万1,000円と定めたいものでございます。

恐れ入ります、議案3、補正予算書に移りまして、3ページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの1の業務活動によるキャッシュ・フロー、及び2の投資活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、企業債の減による収入の減少により2億6,120万円の減少でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は7億4,272万円となる予定でございます。

以上で、令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（松井会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ございますでしょうか。

なければ（以上で）よろしいでしょうか。

ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

ご異議なしと認め、

議案3「令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」については、原

案のとおり答申することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございました。

(事務局：小泉補佐)

会長ありがとうございました。

それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

(秋山委員)

はい。今日も長狭地域で市民懇談会があり、お忙しいと思うのですが、天津小湊地域の市民懇談会のときに市民の方から、ある地域の水道事業についての要望と現状についてという話が出ていましたので、委員の皆さんに共有した方がいいのかなと思いますので、どういう意見が出て、どういう現状かを説明いただければと。

(角田課長)

それでは説明させていただきます。場所的には、天津地区、坂本地区になりますが、そこで、坂本浄水場がありまして、そこに近い場所のお客さまからの要望になりまして、坂本浄水場は、今現在は休止している関係で石上配水場から給水しているエリアになりますが、近年、水圧低下によりまして水の出が悪いと、お湯も出ないという状況にございます。

その地区におきましては、他のお客さまからも同様の事例・事象が出ているということがございまして、水道課としまして、配管状況などを調べて、水圧低下の解消を図ったところですが、それでもなお出ないということがございまして、最終的に水道課で、もう少し手前の方にポンプ所を設置しまして、ポンプで圧送したいと計画しております。

該当する家につきましては、4・5件ございまして、その方たちにつきましては、新たなポンプ所を建設して、そこから圧送する方向で切替えていきたいと考

えております。今現在、ポンプを設置する用地の選定につきましては、地権者さんから内諾を得ている状況ですので、これからポンプ施設の工事に向けて発注をして、その問題を解消したいと考えております。

（梶委員）

気になるところがあるのですが、鴨川市附属機関設置条例の4ページ目、経過措置の14番目に、平成33年と表記がありますが、それはこのままでいいのでしょうか。

（角田課長）

この附則につきましては、令和になる前に作成されたものですので、このままとなります。実質令和3年となります。

それと、このお話がでましたので、この附属機関設置条例につきましては、令和5年3月31日までの運用となりまして、令和5年4月1日から運用が変更となります。

その令和5年4月1日からにつきましては、水道事業と病院事業につきましては、現在議員さんが委員となっておりますが、来年度からは議員さんは抜けると、一般の識見の方で委員の構成を図るように変更になりますので、ご承知いただきたいと思います。

（事務局：小泉補佐）

他に無いようであれば、事務局の方から上半期の業務状況について、報告させていただきます。

（角田課長）

それでは、今年度の上半期の運営状況を報告させていただきます。

右上に水道事業運営委員会資料と書かれております、令和4年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書をご覧ください。

まず、1.工事関係でございますが、主要な工事等につきましては、契約額が500万円を超える工事といたしまして、ご覧の工事を実施いたしましたところでござ

いまして、水道水の安定供給に努めているところでございます。3 ページには、主要工事等一覧としてまとめてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に2の業務関係でございますが、恐れ入ります、5 ページをご覧ください。上段の表、左側でございますが、上半期の給水契約数は、9 月末現在前年度より、98 件多い、1 万 8,566 件となったところでございます。

4 ページをご覧いただきまして、下段の表の中ほど、有収水量、右側には有収率を記載してございます。

有収率は、前年同期より 1.4 ポイント上昇し 73.8 パーセント、有収水量は、上半期合計 211 万 5,565 立方メートルとなり、前年度より 2 万 5,397 立方メートル、1.2 パーセントの増でございます。

恐れ入ります。1 ページの、2 の業務関係にお戻りください。

3 段落目からとなりますが、主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等がなく、また業務用でご利用の使用水量の増加等がみられましたことから、昨年度との比較では、ホテルや旅館、また工場用の使用水量の増加等がみられ、その事象に伴いまして基本料金収入、従量料金収入が増加をしたことによるものでございます。

料金の収納状況につきましては、上半期の 9 月末現在において、調定額 6 億 8,346 万 4,628 円で、前年同期と比較をいたしまして 1,789 万 5,801 円、率といたしまして 2.7 パーセントの増加となっております。

収納額は 6 億 2,503 万 2,310 円で、前年同月と比較いたしまして 1,664 万 7,969 円、率にいたしまして 2.7 パーセントの増加となったところでございます。

今後の調定額におきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響は残るところではございますが、通常の状態に戻りつつあり、また調定額も伸びがあったところでございます。現在国や県で実施している旅行支援等もございますことから、地域経済が伸びていくことを期待しているところでございます。

経理関係でございますが、恐れ入ります、5 ページをお願いいたします。上段の表の右側、水道料金の欄をご覧ください。前年同期に比べ 1.5 パーセントの増、金額で 843 万 3,932 円の増となっております。

これらの要因は先ほどお話ししたとおり、業務系でのご利用がコロナ禍以前に戻りつつあるものと考えております。

4 ページ上段の表をご覧ください。収益と費用の動向でございますが、上半期の収益は、料金収入の増加などにより、前年度と比較して 1.5 パーセントの増加となっております。

上半期の費用は、主に浄水費では、手当や委託料等の減はあるものの、修繕費や動力費が増加していること、配水及び給水費では、手当や委託料等の減はあるものの、漏水等の修繕費及び動力費が増加していること、総係費では、窓口収納に係る委託料が増加していることから、差引損益では 6 万 4,526 円のマイナスとなりまして、昨年度との比較では、丸めますと 0 パーセント、増減なしという状況でございます。

恐れ入ります、2 ページにお戻りいただきまして、3 の経理関係についてでございます。4 段落目から、下半期の収益的収支の見込みは、というところからでございますが、収入におきましては、先ほども申し上げましたとおり、コロナ禍の収束傾向が続けば上半期同様に有収水量の回復傾向は継続すると予想しております。

費用におきましては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに漏水による給水量の増加傾向による、動力費、薬品費の増加が見込まれ、加えて、改正水道法の施行による台帳整備や、施設基準に適合しているかの検査など、水道事業者が行わなければならない責務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となることから、今後も一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めてまいります。

以上で、今年度の上半期運営状況の報告とさせていただきます。

(事務局：小泉補佐)

質疑があれば、お願いします。

ご質問がないようですので、以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会」を終了さ

せていただきます。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。

令和 4 年 12 月 8 日

会議録署名人 梶 恵子

会議録署名人 中村 康仁